

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成 30 年 12 月 27 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成 30 年 9 月 21 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成 28 年 8 月 8 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）及び請求人の長女（以下「長女」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 30 年 7 月 4 日から同月 7 日までの間、請求人及び長女は、海外渡航をした。
- 3 処分庁は、平成 30 年 9 月 21 日付けで海外渡航をした費用について、法第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成 30 年 12 月 27 日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

## 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

返還金の内、航空券に係る費用約 48,000 円については、原物のチケットを受け取ったものであり、お金として、収受したものではなく、資力ではない。

(2) 審理員は、平成 31 年 3 月 7 日付けで、請求人に対し、後記 2 処分庁の主張の (1) の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和 3 年 9 月 6 日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

平成 30 年 9 月 21 日付けの本件処分通知書には、決定理由として、「平成 30 年 7 月 4 日から平成 30 年 7 月 7 日までの間、援助を受け海外渡航をされました費用について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第 63 条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成 31 年 3 月 6 日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 本件処分に至る経過

平成 28 年 8 月 8 日	処分庁は請求人に対し、法による保護を開始。
平成 30 年 6 月 29 日	請求人が来所し、7 月 4 日から知人の援助を受けジャーナリストとして取材に行くためフィリピンへ渡航する旨報告があった。援助を受け渡航した場合収入認定の扱いになる旨説明する。渡航後パスポート等持参し報告に来所するよう指示する。
平成 30 年 7 月 19 日	請求人来所。請求人と世帯員のパスポートの写し、渡航目的をまとめた資料の提出があった。請求人より、今回の渡航は収入を得るための取材活動であり、渡航前に処分庁より収入認定となる説明があったが納得いかないとの申し出があった。処分庁にて検討し結果について報告する旨説明する。

- 平成 30 年 7 月 25 日 請求人と世帯員が来所。  
請求人は、海外渡航の際に援助を受けた場合、収入認定除外となるのは冠婚葬祭等に限られるということに納得がいかないと話す。
- 平成 30 年 8 月 24 日 処分庁においてケース診断会議を開催。当該渡航が収入認定除外の要件を満たさないため渡航費用について収入認定を行い、今回の渡航により収入を得た場合、渡航費用については必要経費として取り扱うか検討を行うこととする。
- 平成 30 年 9 月 21 日 本件処分
- 平成 30 年 11 月 13 日 請求人来所。請求人は本件処分について、再検討を行うよう書面を持参し、この手紙の返事について書面での回答を求めた。
- 平成 30 年 11 月 28 日 処分庁より請求人へ本件処分においての変更はないと文書を送付する。

#### イ 本件処分の正当性について

法第 63 条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

さらに、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-4 において、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、「発見月からその前々月の分であっても法第 63 条の規定による返還として決定しても差し支えない。」と定めている。

被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第 10-19 において、「(略)当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである」とした上で、「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」、「修学旅行」あるいは「公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加」の目的で「概ね 2 週間以内の期間で海外へ渡航する場合」には「当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない」としている。

問答集問 10-23 では、他からの援助金で海外渡航する場合の取扱いとして、「当該渡航が(中略)収入認定除外の要件を満たさないとき」は、「援助金全額を収入認定することになる」とした上で、「当該渡航のための交通費・宿泊費に当てられた額のうち当該渡航期間中の基準生活費及び加算相当額の範囲内の額」は課長通知第 10-19 により、「それを超える額」については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36

年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-イ-(ア)により「収入認定することとなる」としている。

さらに、「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」(平成20年4月1日社援保発第0401006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成20年課長通知」という。)の2の(2)のウで、検討の結果、渡航費用について収入認定を行うと判断した場合であって、かつ本人が実際に渡航した場合、「実施機関は、被保護者の帰国後、(中略)事前の届出書及び(中略)領収書等の挙証資料に基づき当該渡航費用を確定し、収入認定額を算出すること」とし、「これにより難い場合は、旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法で渡航費用を確定すること」としている。また、「旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法によっても、渡航費用の確定が困難な場合については、当該都道府県又は市町村における「海外出張の際に適用される旅費及び日当の基準(旅費等に関する規則等)」に基づき算出された額を渡航費用とすること」とされている。

本件における返還決定額は次のとおり算出した。

援助を受けた航空チケット代は領収書にて48,040円であることを確認した。宿泊代等については知人宅に宿泊したため請求人より挙証資料の提出はなく、確定が困難であることから、平成20年課長通知の2の(2)のウに基づき、職員の旅費に関する条例により請求人の食卓料5,800円及び12歳未満の子である世帯員の食卓料2,900円を算出し、合計56,740円を渡航費用総額とみなした。該当期間中に請求人に支給された保護費(基準生活費及び加算)の額は3,095円であり、この額について課長通知第10-19により収入認定することとし、総額から前述の収入認定額を除いた53,645円について次官通知第8-3-(2)-イ-(ア)により収入認定することとし、法第63条に基づき本件処分を行ったものである。

以上のとおり本件処分は、法及び法に基づく通知等に従い、適正に処理されており、なんら違法、不当なものではない。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年6月29日付けのケース記録票には、「7月4日から7日まで(請求人・長女ともに)フィリピンに行くことになった。請求人はジャーナリストとし取材を行うため。長女は預けるところがなく連れていく。→渡航費用等については収入認定になる旨説明を行い、渡航後速やかに挙証資料を持参報告するように、また渡航の際は海外旅行保険に加入するよう説明する。」との記載がある。

イ 請求人及び長女のパスポートには、平成30年7月4日に日本を出国し、同月7日に帰国した旨の記載がある。

ウ 平成30年7月19日付けのケース記録票には、「7月4日から7日までフィリピンの

知人の援助を受け渡航し、内容をまとめた書類の提出を受ける。(6/29に渡航については申し出があった) 渡航目的は現地の大使館職員に取材しその内容をメディア等に販売する目的であり遊興目的ではないとのこと。請求人は海外の大学でキリスト教の歴史を学んだ。その関係で今回パチカン大使に長女とともにフリージャーナリストとして取材を行った。長女は数か国語が話せ、子供が取材したこともめずらしく収入になるかもしれない。請求人は過去東淀川区被保護者が自弁の求職活動し移送費を請求したところ、収入認定され返還決定となり、最高裁まで争った判例を持ち出した。これは自弁で行ったので仕方がないが、自分は知人からチケットをもらったので、渡航前にケースワーカーより収入認定となる可能性についての説明が納得いかないと話す。収入認定になるかどうかは処分庁で検討し結果について後日連絡することとなる旨説明。

(中略) 援助を受け海外渡航した場合は全額収入認定であるが、求職活動を強調される。収入認定の取り扱いで問題がないかケース診断会議に諮り検討する。(8月訪問時、取材の一部を見せてもらう予定)」との記載がある。

エ 平成30年7月19日に処分庁が受理した請求人の文書には、「航空券はフィリピンの友人で買った(スポンサー)。最高裁の判決は：“生活保護を受けている者が、保護を受け始めて間もない時期に、外国への渡航費用として約7万円という金額の支出をすることができたなど判示の事実関係の下においては、同人が、そのころ少なくとも上記渡航費用を支出することができるだけの額の、。。。”最高裁は生活保護を受けている者のお金で渡航費用について判決致しました。友人から買ったなどの航空券について判決を致しませんでした。」との記載がある。

オ 平成30年7月19日に処分庁が受理した航空会社の旅程確認書には、フライト情報として、平成30年7月4日の大阪からマニラの航空便及び同月7日のマニラから大阪の航空便の記載があり、支払明細として48,040円との記載がある。

カ 平成30年7月25日付けのケース記録票には、「請求人・長女来所 日本語の理解が困難であるため、請求人は時折長女に言葉があっているか確認しながら下記の内容を話す。①19日にケースワーカー、査察指導員から説明をした際に保護手帳などで説明をされたが、援助で収入認定となる事例が冠婚葬祭などに限られるのはおかしい、求職活動であることを改めて強調。」との記載がある。

キ 平成30年8月24日付けのケース診断会議記録票には、「(議題に係る現況) 請求人より6月29日に来所し、7月4日から7日までフィリピンの知人の援助を受け渡航するとの内容。渡航目的は現地の大使館職員に取材をしその内容をメディアに販売する目的であり求職活動であり、遊興目的ではないとのこと。帰国後7/19に渡航計画書等提出。渡航目的は生活保護の趣旨に反してはなく、また知人からの援助のため収入認定されることに納得がいかず、根拠法律の説明を求められた。なお、今回渡航し活動し

た結果については、現時点では収入には至っていない。(中略) 課第 10-19 の収入認定しないものには今回の渡航目的である求職活動は明記されていなく、また現時点で収入に繋がっていないため収入認定を行うべきか。」「会議内容及び指導事項・結論等今回のフィリピンの渡航については収入認定除外には当たらないため実施要領どおり収入認定を行う。平成 29 年 9 月 11 日から 13 日の香港への渡航については過去の記録及び再度請求人への聞き取りを行った結果、請求人の婚姻手続きのための渡航であったため、手帳 P388 課長問答(第 10 の 19) 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参りに当てはまるものとし、収入認定しないものとする。一方、今回の渡航により事業収入を得て収入申告があった場合渡航費用について必要経費とし取り扱うか検討を行うこととする。結果とし不服申し立てに至る可能性があるが、請求人に対して処分庁とし生活保護制度に必要な説明、指導指示を素々行う。また、パスポートより請求人の H30. 1. 10~1. 14 の出入国、請求人長女の H30. 3. 7~3. 10 出入国の記録が判明した。これらの内容これらの内容について渡航目的等の聞き取りを行い、収入認定を行うべきか検討する。●当渡航使途は生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用は生活扶助相当額についてのみ収入認定する。生活扶助相当額は 7 月 6 日分 3,095 円●援助により航空券を賄ったため、援助額全額を収入認定する。53,645 円 参考:課第 10-19 (手帳 P387)、別問 問 10-23 (別問 P376)」との記載がある。

ク 平成 30 年 9 月 21 日付けのケース記録票には、「本世帯が以下の通り海外渡航していた。平成 30 年 7 月 5 日~平成 30 年 7 月 7 日 渡航先: フィリピン マニラ  
※パスポート確認別紙 生活保護法「被保護者が海外に渡航した場合の取扱い」に基づき、以下の通り確認した。■海外渡航の目的が収入認定すべき目的である。又は目的は収入認定除外の目的であるが期間が 2 週間以上である。■渡航費用(交通費・宿泊費)は他からの援助である。以下の通り処理を行う。

1. 交通費(領収書) 48,040 円①

2. 宿泊費が必要でなかった場合(知人宅に宿泊等)(7/6 夜)

市の海外出張にかかる食卓料 請求人 5,800 円/夜×1 夜×1 人=5,800 円

長女 2,900 円/夜×1 夜×1 人=2,900 円

合計 8,700 円②

①+②=56,740 円③

本世帯の渡航期間中の基準生活費及び加算の額

H30. 7 月 生活費及び加算額  $95,950 \times 1/31 = 3,095$  円④

※③のうち、④に相当する金額 3,095 円を課第 10-19 により収入認定する。

③>④のため 53,645 円については次第 8-3-(2) -イ- (ア) により収入認定する。

【法 63 条返還決定】

前述の世帯の海外渡航に伴う収入認定額合計 56,740 円について法第 63 条に基づき返還決定を行う。7 月支給済保護費 182,270 円>収入認定額 56,740 円」との記載があ

る。

## 理 由

### 1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(2) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

(3) 課長通知第10の問19は、被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、「被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

1. 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
2. 修学旅行
3. 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜又は招待された場合に限る。)」と定めている。

(4) 平成20年課長通知は、被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて、「1 実施機関は、被保護者から渡航に先立ち、渡航先(宿泊先)、渡航目的及び日程並びに費用

及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。2 実施機関は、上記1の記載内容について、保護の実施要領課長通知問第10の19に基づき、その交通費や宿泊費に充てるための金銭（以下「渡航費用」という）を収入認定するか否か検討し、その検討結果をあらかじめ被保護者に伝えること。」と定めている。また、検討の結果、渡航費用について収入認定を行うと判断した場合であって、かつ本人が実際に渡航した場合の取扱いとして、「ア 実施機関は、被保護者に対し、帰国後速やかに渡航内容を改めて報告するようあらかじめ指導すること。その際、渡航費用に係る領収書等の挙証資料を提出するよう指導すること。（中略）ウ 実施機関は、被保護者の帰国後、1による事前の届出書及びアによる領収書等の挙証資料に基づき当該渡航費用を確定し、収入認定額を算出すること。なお、これにより難い場合は、旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法で渡航費用を確定すること。さらに、旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法によっても、渡航費用の確定が困難な場合については、当該都道府県又は市町村における「海外出張の際に適用される旅費及び日当の基準（旅費等に関する規則等）」に基づき算出された額を渡航費用とすること。」と定めている。

(5) 問答集の問10-23の(答)は、被保護者が他からの援助金により海外へ渡航した場合であって、その援助金の額が交通費・宿泊費の額を上回る場合の取扱いについて、

「(1) 当該渡航が課第10の19で定める収入認定除外の要件を満たすとき

この場合は、援助金のうち当該渡航のための交通費・宿泊費に当てられた額については、課第10の19により収入認定を除外し、それを超える額について次第8の3の(2)のイの(ア)により収入認定することとなる。

(2) 当該渡航が課第10の19で定める収入認定除外の要件を満たさないとき

この場合は、援助金全額を収入認定することになる。

これを、実施要領上の根拠に当てはめると、当該渡航のための交通費・宿泊費にあてられた額のうち当該渡航期間中の基準生活費及び加算相当額の範囲内の額は課第10の19により、それを超える額については次第8の3の(2)のイの(ア)により収入認定することとなる。」と記している。

## 2 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人が援助を受けて海外渡航をしたことから、その費用について「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 海外渡航の取扱いについて

前記1(4)のとおり、保護の実施機関は、被保護者の渡航に先立ち、被保護者から渡航先(宿泊先)、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面(以下「渡航計画書」という。)を提出させたうえで、その交通費や宿泊費に充て



るための金銭を収入認定するか否か検討し、その検討結果をあらかじめ被保護者に伝える必要がある。

しかし、本件においては、前記審理関係人の主張の要旨2(2)アのとおり、処分庁は、請求人から渡航について申告を受けているにも関わらず、渡航計画書の提出を求めておらず、また、その交通費や宿泊費に充てるための金銭を収入認定するか否かについて組織的に検討した形跡はなく、手続き上の瑕疵がある。

また、本件処分にあたり、処分庁は、請求人が申告した海外渡航の目的が「収入認定除外に当たらないため実施要領通り収入認定を行う。」と判断していることが認められる。

しかし、前記1(3)は、海外渡航に関する交通費及び宿泊費に充てられた額について、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないものについて例示しているにすぎないにもかかわらず、前記審理関係人の主張の要旨2(2)キの記載からは、請求人が申告した渡航目的が前記1(3)に明記されていないことのみをもって収入認定の対象とすると判断していると認められ、請求人の渡航目的について個別具体的に調査し検討した形跡は見受けられない。

### (3) 返還対象額について

本件について、処分庁は、渡航費用については知人からの援助で賄い、宿泊費については知人宅へ宿泊したことから必要ではなかったと判断したうえで、交通費(請求人が知人から援助を受けた航空チケットの額(48,040円))に加え、市の職員の旅費に関する条例の規定における食卓料を算出の根拠とした額(8,700円)の合計(56,740円)を渡航にかかる費用としたことが認められる。

しかし、前記1(3)のとおり、渡航費用について収入認定の対象となるのは交通費及び宿泊費に充てられる額であるところ、請求人は知人宅に宿泊等をしたため、宿泊費が必要でなかった場合としつつ、交通費以外の費用を収入認定の対象とした処分庁の判断は、その根拠が判然とせず、妥当とはいえない。

また、前記1(3)のとおり、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものであるところ、請求人が現物で援助を受けたと主張する航空チケット代に相当する額を含め、処分庁が渡航費用として算定した額について、請求人が実際に最低生活の維持に充てることが可能であったかについて調査を行い、また、その結果について検討した形跡は見受けられない。

### (4) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において、請求人の海外渡航の目的やその費用について、検討すべき個別具体の事情についての調査及び検討を行っていない点において、その手続きに違法又は不当な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

### 3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月13日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



### 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

